

新庄市告示第 50 号

令和 8 年度新庄市猫の避妊手術支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

新庄市長 山 科 朝 則

令和 8 年度新庄市猫の避妊手術支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）の趣旨に基づき、適正に飼養されていない飼い猫及び飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、もって周囲に対する危害等を防止するため、猫の避妊手術に要する費用に対し、新庄市補助金等交付規則（昭和 5 5 年規則第 9 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 獣医師が実施する雌猫の卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 獣医師が実施する雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術及び去勢手術をいう。
- (4) 飼い猫 現に所有され、又は占有されている猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫 飼い猫以外の猫をいう。
- (6) 多頭飼育崩壊 猫の繁殖により、飼い主又は近隣の住民の生活環境に悪影響を及ぼしている状態をいう。
- (7) T N R 活動 飼い主のいない猫を捕獲し、新たな子猫を生まないように不妊去勢手術を施し、当該猫を元の生息場所に戻す活動をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 令和 7 年度に県内で T N R 活動を実施しており、令和 8 年度以降も継続的に当該活動を実施できる団体

(3) その他市長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に生息する次に掲げる猫の避妊手術に要する費用又は市長が認める費用とする。ただし、国、県その他団体から同様の補助金の交付を受ける場合にあっては、当該費用から当該補助金の額を減じた額を補助対象経費とする。

(1) 多頭飼育崩壊の状態で飼養されていると市長が認める飼い猫

(2) 日常的な屋外飼育により、近隣住民から糞尿による被害等の苦情が寄せられている飼い猫

(3) 飼い主のいない猫

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じた場合は、その額を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 不妊手術 1件につき1万円

(2) 去勢手術 1件につき5千円

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事前に動物病院に避妊手術の予約を行った上で、新庄市猫の避妊手術支援事業費補助金に係る事前協議書（様式第1号）に当該申請猫の写真を添付した上で市長に提出しなくてはならない。

2 団体の代表者が前項の事前協議書を市長に提出する場合は、次の書類を添付するものとする。

(1) 令和7年度に県内においてTNR活動を実施した内容が確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付申請)

第7条 規則第3条及び第9条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請及び実績報告は、新庄市猫の避妊手術支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）により行うものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 不妊手術又は去勢手術を実施した動物病院が発行した請求書の写し

(2) 不妊手術又は去勢手術を実施した動物病院が発行した領収書の写し

(3) 申請者名義の振込先口座通帳の表紙及び見開きページの写し

(4) 申請者の本人確認ができる書類

(5) 団体の活動方針が分かるような書類（団体の代表者が申請した場合に限

る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

(事業の中止)

第8条 申請者が、第6条に規定する事前協議後に事業を中止しようとする場合は、その理由を記載した新庄市猫の避妊手術費補助事業中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、第7条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により交付決定及び額の確定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに新庄市猫の避妊手術支援事業費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 交付決定者は、避妊手術の後に飼い主のいない猫を生息場所に戻す場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 避妊手術済みであることが識別できるように片方の耳にV字の切り込みを入れる措置を講ずること。
- (2) トイレの設置、餌の適正な管理等の周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るように努めること。

(交付決定の変更及び取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付の決定及び額の確定通知を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定が取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。